

地方創生応援税制の活用手続きについて

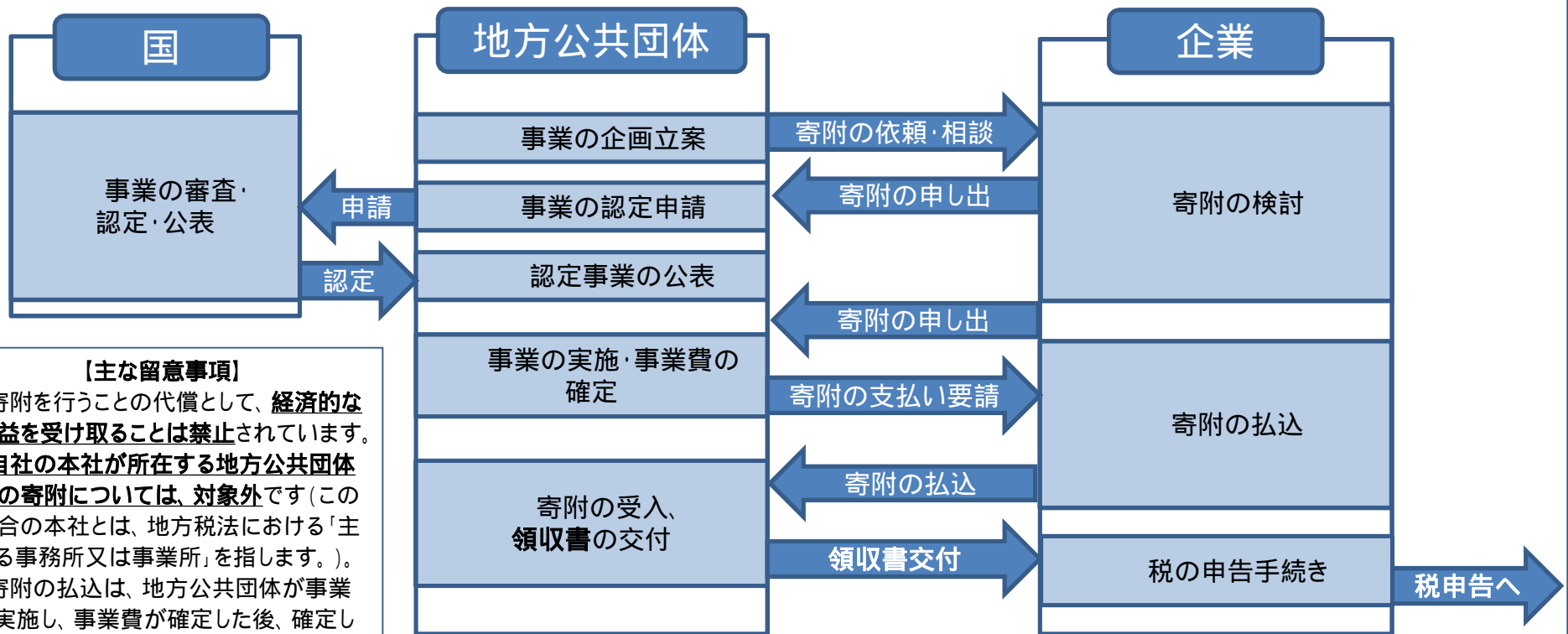
制度の概要

地方公共団体が行う、地方創生を推進する上で効果の高い一定の事業に対して企業が行った寄附について、現行の損金算入(約3割)に加え、**法人事業税・法人住民税及び法人税から最大3割を税額控除**することのできる制度

対象団体：地方版総合戦略を策定する都道府県・市町村 地方交付税の不交付団体、地方拠点強化税制の支援対象外地域の市町村は対象外

対象事業：地方版総合戦略に位置づけられる事業で、地方創生を推進する上で効果の高いものについて地域再生計画を策定し、国の認定を受けたもの

手続きの流れ



【主な留意事項】

寄附を行うことの代償として、**経済的な利益を受け取ることは禁止**されています。**自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、対象外**です(この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。)。寄附の払込は、地方公共団体が事業を実施し、事業費が確定した後、確定した**事業費の範囲内まで**となります。

寄附元の企業名については、県HPにて公表します。

領収書に基づき、税務署等に地方応援税制の適用がある旨を申告と税制上の優遇措置が受けられます(寄附額の約6割に相当する額の負担軽減措置)。